

別表

項番	(あ)諮問番号	(い)諮問日	(う)情報公開請求日	(え)公開を請求する行政文書の内容又は件名	(お)事務担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求年月日	(け)弁明書送付年月日	(こ)反論書提出年月日	(さ)意見書提出年月日	(し)口頭意見陳述実施年月日	(す)審査請求人の主張 (せ)実施機関の主張
1	第232号	第232号 令和3年12月7日	令和元年6月13日	1. かみつけの里博物館「よみがえる五世紀の世界」(常設展示解説書)を製作するにあたり、実施機関が、諸説の中からこの解釈を採用した経緯・理由等が記載されている議事録・会議資料等 2. 実施機関がこの解釈を採用するにあたり、その理由・根拠などが、古代史・考古学の学説などの観点から、学術的に説明・解説された資料等 3. もし、上記1・2の行政文書特定が難しい場合、それらに準ずる資料等がわかる情報	文化財保護課	第80-12号 令和元年6月26日 行政文書不存在 決定通知	資料の保存年限を過ぎているため	令和元年9月19日	令和元年11月8日	令和元年11月21日	令和4年1月7日	令和4年8月24日	実施機関は、「行政文書が存在しない理由」に「資料の保存年限を過ぎているため」とあるが、本件請求内容は、たとえ保存年限を過ぎていても、考古学の専門分野として、きちんと説明できなくてはならない内容である。また、高崎市情報公開条例第1条「市民に説明する責務」・高崎市文書取扱規程第3条「文書の保管、保存等の管理は、文書が市民の利用に供されるように適切に行わなければならない」・同条第38条「(1)永年保存 タ・市の沿革に関する資料その他重要な文書 チ・その他永年保存の必要があると認める文書」・同条第46条「歴史的資料価値を有するに至ると認められる文書は廃棄せず、歴史的資料主管課へ引き渡すものとする」に則っていないことが問題である。 請求者が公開を求めた展示解説書の作成に係る行政文書は、平成11年3月30日の初版の図録であり、その作成に係る決裁は5年保存であるため、平成16年3月31日で保存期間が終了し、平成16年度中には廃棄されており、存在しないものである。
2	第233号	第233号 令和3年12月7日	令和元年6月17日	高崎市・かみつけの里博物館「よみがえる五世紀の世界」(常設展示解説書)に関する別紙(令和元年6月17日付け書類の添付書類)における文書がわかる情報	文化財保護課	第80-9号 令和元年6月26日 行政文書不存在 決定通知	資料の保存年限を経過しているため	令和元年9月19日	令和元年11月8日	令和元年11月21日	令和4年1月7日	令和4年8月24日	実施機関は、「行政文書が存在しない理由」に「資料の保存年限を過ぎているため」とあるが、本件請求内容は、たとえ保存年限を過ぎていても、考古学の専門分野として、きちんと説明できなくてはならない内容である。また、高崎市情報公開条例第1条「市民に説明する責務」・高崎市文書取扱規程第3条「文書の保管、保存等の管理は、文書が市民の利用に供されるように適切に行わなければならない」・同条第38条「(1)永年保存 タ・市の沿革に関する資料その他重要な文書 チ・その他永年保存の必要があると認める文書」・同条第46条「歴史的資料価値を有するに至ると認められる文書は廃棄せず、歴史的資料主管課へ引き渡すものとする」に則っていないことが問題である。 請求者が公開を求めた展示解説書の作成に係る行政文書は、平成11年3月30日の初版の図録であり、その作成に係る決裁は5年保存であるため、平成16年3月31日で保存期間が終了し、平成16年度中には廃棄されており、存在しないものである。
3	第237号	第237号 令和4年2月17日	令和元年7月24日	高崎市・かみつけの里「よみがえる五世紀の世界」(常設展示解説書)、P70下段・上毛野君三千(ミチチ)に関して、なぜ三千を「ミチチ」と読むのか、その根拠が記されている資料・文章等がわかる情報	文化財保護課	第116-14号 令和元年8月6日 行政文書不存在 決定通知	高崎市情報公開条例第2条に該当するため	令和元年9月19日	令和元年11月8日	令和元年11月21日	令和4年4月14日	令和4年8月24日	高崎市情報公開条例第1条「市民に説明する責務」・高崎市文書取扱規程第3条「文書の保管、保存等の管理は、文書が市民の利用に供されるように適切に行わなければならない」・同条第38条「(1)永年保存 タ・市の沿革に関する資料その他重要な文書 チ・その他永年保存の必要があると認める文書」・同条第46条「歴史的資料価値を有するに至ると認められる文書は廃棄せず、歴史的資料主管課へ引き渡すものとする」に則っていないことが問題である。 かみつけの里博物館の常設展示解説書「よみがえる五世紀の世界」の70頁にある「上毛野君三千(ミチチ)」に関しては、「群馬県史通史編2」134頁で(ミチチ)とルビがふっており、既存の書籍で確認することができる。つまり、高崎市情報公開条例第2条第2号(ア)に定める書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに該当するため、高崎市教育委員会に存在するものではない。

4	第238号	第238号 令和4年2月17日	令和元年7月31日	「行政文書公開請求書」(令和元年6月17日付・高崎市教育委員会・教育長宛)に関する「行政文書公開決定通知書」(令和元年6月26日付・80-9号)によって公開された3種類の資料に関して「数はどんな数え方であったのか・文字はどんな文字を使っていたのか」がわかる情報	文化財保護課	第126-1号 令和元年8月15日 行政文書不存在 決定通知	作成していないため	令和元年11月6日	令和元年12月10日	令和元年12月18日	令和4年4月14日	令和4年8月24日	<p>・高崎市情報公開条例第1条「市民に説明する責務」・高崎市文書取扱規程第3条「文書の保管、保存等の管理は、文書が市民の利用に供されるように適切に行わなければならない」・同条第38条「(1)永年保存 タ・市の沿革に関する資料その他重要な文書 チ・その他永年保存の必要があると認める文書」・同条第46条「歴史的資料価値を有するに至ると認められる文書は廃棄せず、歴史的資料主管課へ引き渡すものとする」に則っていないことが問題である。</p> <p>展示解説書の作成にあたり、「(古墳の築造時期に)数はどんな数え方であったのか・文字はどんな文字を使っていたのか」を示す行政文書は作成しておらず、当時の担当学芸員の知識や書籍などにより書かれたものであるため、行政文書は作成していない。</p>
5	第239号	第239号 令和4年2月17日	令和元年9月18日	高崎市・かみつけの里「よみがえる五世紀の世界」(常設展示解説書)、P28左下「八幡塚古墳の工事費……」文書3行目、「当時はお金の制度がない」に関して、このように言い切った(断定した)根拠とした資料・文章等がわかる情報	文化財保護課	第175-1号 令和元年9月27日 行政文書不存在 決定通知	資料の保存年限を過ぎているため	令和元年10月2日	令和元年11月8日	令和元年11月21日	令和4年4月14日	令和4年8月24日	<p>実施機関は、「行政文書が存在しない理由」に「資料の保存年限を過ぎているため」とあるが、本件請求内容は、たとえ保存年限を過ぎていても、考古学の専門分野として、きちんと説明できなくてはならない内容である。また、高崎市情報公開条例第1条「市民に説明する責務」・高崎市文書取扱規程第3条「文書の保管、保存等の管理は、文書が市民の利用に供されるように適切に行わなければならない」・同条第38条「(1)永年保存 タ・市の沿革に関する資料その他重要な文書 チ・その他永年保存の必要があると認める文書」・同条第46条「歴史的資料価値を有するに至ると認められる文書は廃棄せず、歴史的資料主管課へ引き渡すものとする」に則っていないことが問題である。</p> <p>請求者が公開を求めた展示解説書の作成に係る行政文書は、平成11年3月30日の初版の図録であり、その作成に係る決裁は5年保存であるため、平成16年3月31日で保存期間が終了し、平成16年度中には廃棄されており、存在しないものである。</p>